

住宅火災にかかる被災者支援制度の概要

火災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。被災された方に対しての手続きや支援策等をまとめておりますので、ご活用ください。支援を受けるには、それぞれ要件がありますので、詳しくは問合先へご連絡ください。

○ 被災した時の支援

お困りごと	項目	内容	問合先
見舞金に関する事	災害救援物資の支給 (日本赤十字愛媛県支部)	火災により住居を失い、避難を強いられている方に対し、毛布や日用品(緊急セット)が支給されます。	福祉政策課 (0898)36-1525
	災害見舞金の支給 (愛媛県共同募金委員会)	火災により住居が全焼または半焼された方に、見舞金(20,000円)が支給されます。 ※ 支給には条件があります。	
	死亡弔慰金 (日本赤十字社愛媛県支部) (愛媛県共同募金委員会)	火災により死亡された方の遺族に、死亡弔慰金(1人につき20,000円)が支給されます。 ※ 支給には条件があります。	
お住まいに関する事	被災者用緊急対応住宅の入居	火災等で家を失った方で、親族や知人等に身を寄せること等ができず寝泊りをするところがない方が、新たに住むところが見つかるまでの間、被災者用緊急対応住宅へ入居することができます。(原則1か月以内)	今治市営住宅管理グループ (0898)23-6633
	市営住宅の入居	市営住宅を申し込むことができますが、空き部屋がない場合は入居できません。	
お片付けに関する事	火災ごみの処理について	火災により発生したごみをクリーンセンターへ搬入するときは、「一般廃棄物発生状況確認申出書」が必要となりますので資源リサイクル課または各支所住民サービス課へ事前にお問合せください。火災で焼失した家庭ごみもしくは消火活動に伴って発生した家庭ごみが減免の対象となります。ただし、事業用のごみや建設・解体業者が取り壊しなどの処理を行ったものは対象となりません。	資源リサイクル課 (0898)47-5374
り災証明に関する事	り災証明の発行	火災で被害を受けた方が、保険金の請求や税金の控除・減免等の各種手続きをする際に必要となる場合があります。	消防本部予防課 (0898)32-2751
各種減免に関する事	個人市県民税・国民健康保険税 介護保険料	火災等で被害を受けたとき、減免される場合があります。	市民税課 (0898)36-1510
	国民健康保険料・保険税一部負担金 後期高齢者医療保険一部負担金 後期高齢者医療保険料	火災等で被害を受けたとき、医療機関に支払う一部負担金が減免される場合があります。	保険年金課 (0898)36-1520
	固定資産税	火災により、り災した家屋の固定資産税が減免される場合があります。期限があるため、早めにお問い合わせください。	資産税課 (0898)36-1511
	国民年金保険料	火災により、住宅・家財に重大な損害を受けた場合、国民年金保険料が減免される場合があります。	日本年金機構 今治年金事務所 (0898)32-7353
	保育料	火災により認可保育所に入所している児童の住居に著しい損害があり、保育料の納付が困難と認められた場合は、保育料が減免されることがあります。	保育幼稚園課 (0898)36-1524
書類等の再交付に関する事	国民健康保険被保険者証等、後期高齢者医療被保険者証等、国民年金手帳等の再交付		保険年金課 (0898)36-1520
	介護保険被保険者証等の再交付		介護保険課 (0898)36-1526
	マイナンバーカードの再交付 パスポートの届出(紛失届等) 船員手帳の再交付(波方・菊間・伯方・上浦支所のみ)		市民課 (0898)36-1532